



CONTENTS

第4回 合併協議会報告



今年3月30日に設置し、4月から協議を重ねてきました「風連町・名寄市合併協議会」は、過密日程の中にも各委員の真摯な議論が繰り広げられた各小委員会を経て、11月9日の第4回協議会ですべての協議項目（協定項目25項目・新市建設計画の策定）について協議を終了しました。

大きな課題として協議を持ち越していた点については、次のとおり決まりました。

新市の名称 「名寄市」
法に定める事務所の位置 「名寄市大通南1丁目1番地」
組織・機構 「配置予定の5部について、風連町に2部、名寄市に3部を配置する」

また、風連町が特色ある施策として実施し、名寄市の制度と大きな開きがあった「保育料の扱い」についても、平成18年度から3年間は現行のとおりとし、その後7年間で新市で定める保育料に統一する」と決定されました。

すべての協議を終えたことで、住民の皆さんにお示しできる合併協議の内容が整理されましたので、「住民説明会資料」と「新市建設計画ダイジェスト版」を作成し、11月22日に全戸に配付させていただきました。

その資料により11月29日からは、両市町で「住民説明会」が開催されています。

今後は、住民説明会でのご意見などの集約作業を行い、来年1月に開催予定の第5回合併協議会で「合併協定書案」の検討が行われます。

第4回協議会報告

日時 平成16年11月9日(火)
午後1時30分開会
場所 風連町福祉センター
出席数 35名中31名出席

8月11日の第3回合併協議会以降に開催された基本項目等検討小委員会・新市建設計画小委員会・自治組織検討委員会において、協議結果がすべて整ったことを受けて、第4回の風連町・名寄市合併協議会が開催されました。

報告事項

報告第1号 活動経過報告

1. 運営小委員会

(1) 第1回小委員会

開催日時 11月2日(火)午前10時

開催場所 風連町役場第2委員会室

会議内容

基本項目等検討小委員会の協議

未了項目について

2. 新市建設計画小委員会

(1) 第6回小委員会

開催日時 10月8日(金)午後6時

開催場所 名寄市民文化センター

会議内容

新市財政推計

市立名寄短期大学の4大化計画

新市建設計画小委員会懇談会の

まとめ

(2) 第7回小委員会

開催日時 10月29日(金)午前9時30分

開催場所 風連町役場大会議室

会議内容

財政推計

新市建設計画

(3) 第8回小委員会

開催日時 11月3日(水)午前9時30分

開催場所 風連町役場大会議室

会議内容

新市建設計画

新市財政推計

3. 基本項目等検討小委員会

(1) 第8回小委員会

開催日時 9月1日(水)午後6時

開催場所 名寄市民文化センター

会議内容

継続協議事項

一般職の職員身分の取扱

地方税の取扱

特別職の身分の取扱

慣行の取扱

(2) 第9回小委員会

開催日時 9月13日(月)午後6時

開催場所 風連町役場大会議室

会議内容

継続協議事項

地方税の取扱

国民健康保険の取扱

介護保険事業の取扱

新規協議事項

一部事務組合等の取扱

条例・規則等の取扱

事務組織・機構の取扱

(3) 第10回小委員会

開催日時 9月28日(火)午後6時

開催場所 名寄市民文化センター

会議内容

新規協議事項

・農業委員会委員の定数及び任期

・公共的団体等の取扱

・負担金・補助金等の取扱

・街路灯設置及び電気料

・公共下水道排水設備改造資金利

子補給事務

・個別排水処理使用料等

(4) 第11回小委員会

開催日時 10月19日(火)午後6時

開催場所 風連町役場大会議室

会議内容

新市財政推計

新規協議事項

・病院・診療所の取扱

・公社・第三セクター等の取扱

・街路灯設置及び電気料

・水道料金

・下水道使用料

・下水道負担金・分担金

・水道企業債、下水道事業債の状況

(5) 第12回小委員会

開催日時 10月22日(金)午後3時

開催場所 名寄市民文化センター

会議内容

継続協議項目

・補助金、負担金の取扱

新規協議事項

・道路除排雪事業

・戸籍、住民事務の取扱

・交通安全指導員

・特別養護老人ホーム等の取扱

・保育料等の取扱

(6) 第13回小委員会

開催日時 10月27日(水)午後6時

開催場所 風連町役場大会議室

会議内容

継続協議項目

・地方税の取扱

・生きがい活動通所支援事業の取扱

・外出支援サービス事業の取扱

・軽度生活援助事業・生活管理指導事業の取扱

・軽度生活援助事業(除雪サービス事業)の取扱

・高齢者交通費助成事業の取扱

・敬老事業の取扱

・在宅介護支援センター

・介護保険低所得者利用負担軽減対策補助、介護保険料の減免

・各種健診、精密健康診査

・施設整備計画の策定

・学校開放事業

・教育施設、スポーツ以外の施設の使用料

・教育施設、スポーツ施設の使用料

・図書館協議会(図書館の位置付け)

・学校給食の取扱

・農業後継者奨学金貸付事業

・新規就農者支援事業の取扱

・嘱託登記業務、手数料の取扱

・定住促進事業の取扱

・財産、債務の取扱

・その他の行政パスの取扱

・固定資産税台帳等閲覧、税務証明に係る手数料

(7) 第14回小委員会

開催日時 11月2日(火)午後2時

開催場所 名寄市役所大会議室

会議内容

継続協議項目

・地方税の取扱

・事務機構及び組織の取扱

・保育料の取扱

- ・ごみ処理の取扱
 - ・集会施設（地域会館舎）の取扱
 - ・行政区、町内会の取扱
 - （8）第15回小委員会
- 開催日時 11月8日（月）午後1時
- 開催場所 風連町役場大会議室
- 会議内容

- 継続協議項目
- ・新市の名称
 - ・事務所の位置
 - ・事務機構及び組織の取扱
 - ・地域審議会及び地域自治組織等の取扱
 - ・保育料の取扱
- 4 自治組織検討委員会
- （1）第1回委員会
- 開催日時 8月16日（月）午後1時30分
- 開催場所 名寄市民文化センター
- 会議内容

- 委員長、副委員長選出
- 風連町・名寄市における地域自治組織の考え方の概要
- （2）第2回委員会
- 開催日時 10月6日（水）午後6時30分
- 開催場所 名寄市役所大会議室
- 会議内容
- 合併特例区の設置及び規約の取扱
- 自治区の取扱
- （3）第3回委員会
- 開催日時 10月29日（金）午後3時
- 開催場所 名寄市役所大会議室
- 会議内容

- 5 小委員会懇談会
- （1）第3回新市建設計画小委員会懇談会
- 開催日時 8月20日（金）午後6時30分

- 開催場所 風連望湖台コテージ
- （2）第4回新市建設計画小委員会懇談会
- 開催日時 9月2日（木）午後6時
- 開催場所 名寄市民文化センター
- （3）第5回新市建設計画小委員会懇談会
- 開催日時 9月21日（火）午後6時
- 開催場所 名寄市民文化センター
- （4）第1回運営小委員会懇談会
- 開催日時 8月19日（木）午後3時30分
- 開催場所 名寄市役所
- （5）第2回運営小委員会懇談会
- 開催日時 9月1日（水）午後6時
- 開催場所 名寄市役所
- 6 幹事会・事務局会議
- （1）第5回会議
- 開催日時 9月9日（水）午後3時30分
- 開催場所 風連町役場第2会議室
- （2）第6回会議
- 開催日時 9月28日（水）午後3時
- 開催場所 名寄市民文化センター
- （3）第7回会議
- 開催日時 10月14日（木）午後1時
- 開催場所 風連町役場第2会議室
- （4）第8回会議
- 開催日時 10月22日（金）午前9時
- 開催場所 名寄市役所会議室
- （5）第9回会議
- 開催日時 10月25日（月）午後5時30分
- 開催場所 風連町役場第2会議室
- （6）第10回会議
- 開催日時 10月28日（木）午後6時
- 開催場所 名寄市役所
- （7）第11回会議
- 開催日時 11月4日（木）午後4時
- 開催場所 名寄市民文化センター
- 7 住民説明会
- 開催期間 8月23日（月）～28日（土）

- 開催場所 風連町・名寄市各6会場
- 説明内容
- 合併までのスケジュール
- 協議項目
- 新市将来構想
- 地域自治組織の概要
- 8 専門部会
- 10月7日（木）住民生活専門部会
- 10月15日（金）保健福祉専門部会
- 10月18日（月）総務企画専門部会
- （税務分科会）
- （産業経済専門部会）
- （農政分科会）
- 10月20日（水）総務企画専門部会
- （財政分科会）
- 9 広報その他
- 10月21日（木）都市計画意見交換会
- （旭川市2名出席）
- 9月1日（水）合併協議会だより
- （第5号）発行
- 10月1日（金）合併協議会だより
- （第6号）発行
- 11月1日（月）合併協議会だより
- （第7号）発行

- 報告第2号 新市建設計画小委員会協議報告
- ・堀江委員長より報告
- 報告第3号 自治組織検討委員会協議報告
- ・川村委員長より報告
- 報告第4号 基本項目等検討小委員会協議報告
- ・福光委員長より報告
- （報告第2号～4号までの各委員会からの報告内容は、ホームページの第4回協議会資料からご覧下さい）

協議事項

協議第1号 新市建設計画案について

【提案内容】

新市建設計画案について提案する

新市建設計画については、11月末に配付しましたダイジェスト版をご覧ください。また、全文は合併協議会ホームページで公開しています。

協議第2号 新市の名称について

【提案内容】

新市の名称は「名寄市」とする

【協議結果】

・提案のとおり承認する

風連町・名寄市 承認 合併協議会

協議第3号 事務所の位置について

【提案内容】

1 地方自治法第4条第1項の規定により新市の事務所の位置は名寄市大通南1丁目1番地（現在の名寄市役所）とする。

2 現風連町役場は風連庁舎、現名寄市役所を名寄庁舎と呼称する。

3 将来の新市の事務所の位置は、地理的状況等を踏まえ、新市において改めて協議する。

【協議結果】

・提案のとおり承認する

風連町・名寄市 承認 合併協議会

協議第4号 基本項目等検討小委員会協議報告

【協議結果】

・提案のとおり承認する

風連町・名寄市 承認 合併協議会

協議第4号 地域審議会及び地域自治組織等の取扱について

【提案内容】

1. 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は設置しないものとする。
2. 地域自治組織の取扱については、次のとおりとする。

- ・ 市町村の合併の特例に関する法律第5条の8第1項の規定に基づき、合併の日から5年間、合併前の風連町に合併特例区を設置し、同法第5条の10第1項の規定に基づき別紙のとおり規約を定める。

- ・ 地方自治法第202条の4第1項の規定により合併後、合併前の名寄市に地域自治区を設置する。
- ・ 合併特例区設置期間終了後は、合併前の風連町に地域自治区を設置する。

【協議結果】

・ 提案のとおり承認する
 （特例区協議会委員は市長が選任し、協議議員との兼職はしないことにて協議されました）

協議第5号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱について

【提案内容】

1. 新市に1つの農業委員会を置くものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
2. 農業委員会等に関する法律第10条の2及び農業委員会等に関する法律施行令第5条の規定を適用し、合併前の地区ごとに2つの選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙

すべき委員の数は、風連地区11人、名寄地区9人とする。

すべき委員の数は、風連地区11人、名寄地区9人とする。

3. 2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

協議第6号 一般職の身分の取扱について

【提案内容】

1. 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
2. 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
3. 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
4. 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。尚、現職員については現給を保証する。

【協議結果】

・ 提案のとおり承認する

【協議結果】

・ 提案のとおり承認する

協議第7号 一部事務組合等の取扱について

【提案内容】

合併の前日をもって当該組合から

脱退し、新市において合併の日に加入する。

ただし、風連町が加入している北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償組合、全国町村議会議員共済会北海道支部については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。

協議第8号 地方税の取扱について

【提案内容】

- 2市町で差異のある税については、次のとおり取り扱うものとする。
1. 都市計画税については、名寄市の例による。ただし風連町区域に係る用途地域指定については、平成22年度までに調整を図る。
2. 軽自動車税は合併の翌年度から標準税率を採用する。
3. 法人市民税均等割については制限税率を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併の年度及びこれに続く3年度は、現行のとおりとする。
4. 各税の納期は新たに設定するものとし、軽自動車税は6月、個人市民税は6、8、10、12月、固定資産税は5、7、9、11月とし、それぞれの月の16日、月末までを納期とする。

【協議結果】

・ 提案のとおり承認する

・ 提案のとおり承認する

・ 提案のとおり承認する

・ 提案のとおり承認する

協議第9号 特別職等の身分の取扱について

【提案内容】

1. 市長のほか常勤の特別職として助役（副市長）、教育長を置く。任期は各法令の定めるところによる。また、報酬は現行報酬額をもとに調整する。
2. 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
3. 行政委員の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬額は現行額をもとに調整する。
4. 審議会・委員会の付属機関は、次のとおりとする。

- ・ 現に両市町に設置されており、新市に置いても引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。
- ・ 一方にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
- ・ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。
- 5. その他の特別職は、新市において必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し設置する。

【協議結果】

・ 提案のとおり承認する

・ 提案のとおり承認する

・ 提案のとおり承認する

・ 提案のとおり承認する

各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する

- 必要があるもの。
- 合併後、特定の地域に暫定的に制定し、施行する必要があるもの。
 - 合併後、逐次制定し施行する必要があるもの。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第11号 事務機構及び組織の取扱いについて

【提案内容】

- 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」による。

新市における事務組織・機構の整備方針

ア、両方の庁舎を有効活用し、市役所機能を分担した組織・機構

イ、地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構

ウ、住民の声を反映できる組織・機構

エ、住民が利用しやすい組織・機構

オ、指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構

カ、簡素で効率的な組織・機構

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第12号 町・字の区域及び名称の取扱いについて

【提案内容】

- 2市町の区域の町・字の区域及び名称は、基本的に従前のとおりとする。ただし、これにより難しい場合には、必要に応じ新市において変更を行うこととする。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第13号 慣行の取扱いについて

【提案内容】

- 市章及び市の木、花、鳥、技などは新市において調整する。
- 市民憲章及び各種宣言については、新市において調整する。
- 国内外との交流事業は、新市においても継続し調整する。
- 名誉市・町民及び文化賞並びに功労賞については、新市においても継続する。
- 各種式典は新市において調整する。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第14号 国民健康保険事業の取扱いについて

【提案内容】

- 国民健康保険税の税率及び賦課方式は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度及び翌年度においては、それぞれ現行のとおりとする。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し新たな保険料率の検討を行うものとする。

- 2 保険給付事業及び保健事業については、名寄市の例による。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第15号 介護保険事業の取扱いについて

【提案内容】

- 保険料については、介護保険計画に基づき適正な保険料を設定する。ただし、合併年度及び翌年度については、現行のとおりとする。
- 給付事業は新市の計画が施行されるまでの間、名寄市の例による。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第16号 病院・診療所の取扱いについて

【提案内容】

- 医療施設と提供機能及び医療体制については、現行のまま維持継続し、新市に引き継ぐ。
- 市立病院と診療所間の機能連携の強化に努める。
- 将来は市立病院の分院化の調整を図る。

【協議結果】

・提案のとおり承認する

4 保健、福祉及び介護保険事業並びに関係機関とも連携し、市民から信頼・安心される地域医療体制の充実を図る。

- 5 会計については、市立病院と名寄東病院は公営企業法による1つの会

- 計とし、診療所会計は現状のまま引き継ぐ。
- 6 文書料については、合併時までに名寄市の例により統一する。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第17号 公共的団体等の取扱いについて

【提案内容】

- 各市町共通の団体については、新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- 国・道の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等のもとに、そのあり方について協議する。
- 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

【協議結果】

・提案のとおり承認する

1 原則として、現行のとおりとする。

- 1 原則として、現行のとおりとする。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第18号 使用料・手数料の取扱いについて

【提案内容】

- 各種事務事業の取扱で定めのない使用料・手数料については、次のとおりとする。
- 1 使用料については、原則として現

行のとおりとする。

ただし、同一あるいは同種の使用料については、新市において経過措置も考慮し統一に努める。

2. 手数料については、負担公平の原則により、新市において統一を図る。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第19号 負担金及び補助金の取扱について

【提案内容】

事業の目的、効果を総合的に判断し従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共の必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について検討を行う。

団体に係るもの

1. 2市町における同一あるいは同種の負担金・補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

2. 2市町における独自の負担金・補助金等については、制度の経緯と従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。

事業に係るもの

1. 2市町で同一あるいは同種の負担金・補助金等については、制度の統一化に向け調整する。

2. 2市町において独自に実施している負担金・補助金等については、事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つよう調整する。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第20号 公社・第三セクター等の取扱について

【提案内容】

1. 「(株)ふうれん望湖台振興公社」及び「(株)ふうれん」並びに「(株)名寄振興公社」については、当面現行のとおりとする。

2. 「名寄市土地開発公社」は、必要に応じて定款を変更し、新市土地開発公社として存続する。

3. 「名寄市土地開発公社」が保有する土地は、新市土地開発公社に引き継ぐ。

【協議結果】

・提案のとおり承認する



協議第21号 各種事務事業の取扱について

【提案内容】

総務企画部会

1. 定住促進事業の取扱

風連町が実施している定住環境促進事業及び定住促進家賃助成事業は、平成19年3月31日までの制度であるため合併特例区の事業とし、その後見直しをする。

2. その他行政バスの取扱

当面、現行のとおりとするが、新市において利用対象範囲、利用者負担について検討し、相互調整を図り

有効活用する。

3. 使用料・手数料の取扱

閲覧手数料は1回200円とする。固定資産に関するコピー料については、1件200円とする。

固定資産評価証明書及び営業証明手数料は1件300円とし、住宅家屋証明については1件1300円とする。

4. 消防署関係業務の取扱

複雑多様化・高度化する消防需要に即応するため、救急・救助を含めた警防体制を整備し予防消防を徹底する。また、消防団のあり方を協議する。

業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出勤計画等の統一を図る。



住民生活部会

1. 戸籍・住民事務の取扱

住民票写しの手数料については1通200円とする。

年金現況証明については、公的年金に関するものは、無料とする。

登録原簿記載事項証明については、1通200円とする。

2. 交通安全指導員について

風連地区・名寄地区・智恵文地区の指導員代表者とともに合併までに組織の統合について調整する。

指導員の待遇(報酬、費用弁償等)

に差があるので合併時に統一する。

3. 特別養護老人ホーム等の取扱

風連町のしらかばハイツ及び在宅介護支援センター並びにデイサービスセンターについては、合併後、社会福祉事業団運営等に移行する。

4. ごみ処理の取扱

「リサイクルごみ」については無料とし、埋立、炭化ごみについては有料とする基本にたち、両市町で差異のあるプラスチックごみの回収については無料とする。

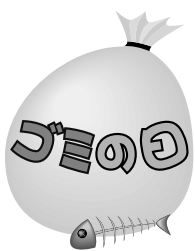
現在名寄市では実施されていない「紙製容器」のリサイクルについてはストックヤードの確保、モデル地区の先行実施等を経て本格的に実施する。

両市町は合併後も「分別排出」を更に強化・徹底し、リサイクル化・減量化に最大限努力していく。

最終処分場への搬入は双方にある処分場の長期使用を可能とするため、風連地区処分場を「家庭用ごみ」、名寄地区処分場を「事業系ごみ」の搬入場所と指定する。

違いのある料金体系については家庭用・事業系の区分により新市において調整する。

両市町で違いのある有料ごみ袋の販売委託手数料については名寄市の例により売上額の7%(プラス消費税)とする。



5 集会所の取扱

行政が維持管理を行っている施設については地域による自主管理を基本とする。風連町の施設については地域組織と協議を進めながら協議が整った施設から地域組織へ維持管理を委託する。

地域会館等の新築・改築・補修等に関する補助金交付の基準については、地域の実情を勘案し合併時に新市の基準を統一する。

6 行政区、町内会組織の取扱

特例区設置期間の5年間は現行の制度を存続し、その間に将来の形態について充分協議を重ねていく。また、両市町とも構成戸数等の問題で再編を必要としているためそれぞれの組織で効率的な活動が展開できるように努力していく。

保健福祉部会

1 生きがい活動通所支援事業

利用料金について若干の差があるが、介護保険の報酬額から算出された名寄市の例を基本に新市において統一する。

2 外出支援サービス

外出支援サービス事業については引き続き道の補助制度を利用しながら継続する。

利用料金については、一部負担を原則に新市において統一する。

3 軽度生活援助事業・生活管理指導事業

両市町が選択している北海道の補助メニューは、新市においても引き続き実施する。

4 軽度生活援助事業（除雪サービス

事業）

名寄市は除雪業者による機械除雪、風連町は高齢者事業団による手作業除雪と内容に差があるため、名寄市の事業内容、風連地区のみを対象とした手作業による玄関前等生活通路の除雪を加える。

料金体系については、新市において検討する。

5 高齢者交通費助成制度

新市における交通状況を勘案し、新市において総合的見地から検討する。

6 敬老事業

交付額・対象年齢の差は新市において統一する。

7 在宅介護支援センター

厚生労働省の方針により「在宅介護支援センター」から「地域包括支援センター」への移行案等が示され、今後、福祉の制度が平成17年度以降大きく変化する可能性があり、合併準備期間中に新たな制度も視野に入れ充分協議を重ね、新市においては新制度として統一していく。



8 介護保険低所得者利用負担軽減対策補助、介護保険料の減免

利用者負担軽減対策の道費補助事業のうち名寄市のみが実施している

社会福祉法人減免については、新市において両市町同じ取扱いとして引き続き実施する。

名寄市が実施している単独事業の介護保険サービス利用者負担額助成措置事業は、社会福祉法人減免と同様に、新市においても継続する。

介護保険料の低所得者減免制度については、国の制度を見極め、新市において検討する。

9 各種検診・精密健康診査等

対象や検査項目の一部に違いのある各種がん検診については、両市町の受診状況を分析した上で合併時に統一する。

個人負担の相違については、委託先を統一する等して、極力増加させないことを基本に適正額を設定し統一する。

高齢者のインフルエンザワクチン助成事業については、名寄市は13年度から制度周知の意味もあり助成額2000円としていたが、実施後5年を経過することから新市においては風連町の例により助成額1000円に統一する。

10 保育料等の取扱

風連町の保育料については、平成18年度から3年間は現行のとおりとする。その後7年間で新市において定める保育料に段階的に統一する。

遠距離通所・通園助成事業については、風連地区に居住する者が同区内の施設に通所・通園する場合に限り合併後も存続し、風連町が行っている遠距離通学助成との整合を図る。

子育て奨励費・幼稚園就園奨励事

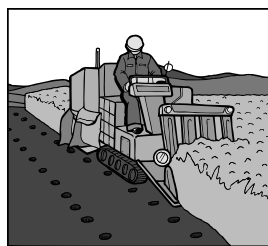
業については、風連地区に居住する者が同区内の施設に通園する場合に

対し継続する。また、私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園振興費補助金については、名寄地区に居住する者が同区内の施設に通園する場合及び名寄地区内の施設に対し継続する。

及び の事業については、合併特例区が終了する際改めて必要な調整を行う。

産業経済部会

1 農業後継者奨学金貸付事業の取扱
合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続する。



2 新規就農者支援事業の取扱
合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続する。

3 嘱託登記業務、手数料の取扱
新市の農業委員会において協議し、新市の手数料徴収条例の中で調整する。

建設部会
1 公共下水道排水設備改造資金補給事務の取扱
新市において当分の間は、現行の

とおり存続し調整を図る。

2 個別排水処理（合併浄化槽）使用料等事務の取扱
合併後に調整し統合する。

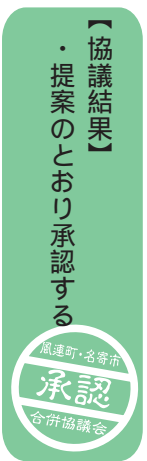
- 3 街路灯設置及びその電気料事務の取扱
街路灯の設置基準及び電気料の負担、修繕料に相違があるため、合併後に調整し再編する。
- 4 水道料金に関する事務の取扱
住民負担に対する変化を緩和するため、当面はそれぞれ合併後も継続し、3～5年かけて料金体系等の統一を検討し、調整を図り統合する。
- 5 下水道使用料に関する事務の取扱
負担公平の原則から基本水量・料金は細則、内規等を調整し合併後5年を目処に統合する。
手数料については合併時に調整し再編する。
- 6 個別排水処理（合併浄化槽）使用料事務の取扱
新市において住民生活に支障が生じないよう調整し合併後に統合する。
- 7 下水道負担金・分担金に関する事務の取扱
事業区域内を負担区として調整し合併時に統合する。また、減免規定についても調整し合併時に再編する。
- 8 個別排水処理（合併浄化槽）使用料の取扱
新市において調整し合併後に統合する。
- 9 水道企業債に関する事務の取扱



- 10 水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。
- 11 下水道企業債に関する事務の取扱
下水道企業債は新市に引き継ぎ、調整のうえ統合する。
- 12 道路除・排雪事業の取扱
一体性確保の原則から合併後、特例区期間内(5年)に調整し再編する。教育部会
- 13 施設整備計画の策定(小・中学校)
新市において策定される総合計画で調整を行うこととする。
- 14 小・中学校の体育館・グラウンドの開放事業と使用料
新市においても学校開放事業は継続する。
- 15 使用料については、合併後も当面は現行のとおりとする。
新市の市民は互いの施設を有効に利用できるものとする。
- 16 教育・スポーツ以外の施設の使用料(風連町福祉センター、名寄市民文化センターなど)
各施設の使用料については、新市においても当面は現行のとおりとする。
- 17 教育・スポーツ施設の使用料(風連町B&G海洋センター、名寄市スポーツセンターなど)



- 18 各施設の使用料については、新市においても当面は現行のとおりとする。
- 19 図書館の位置づけ
合併後に風連町公民館図書室を図書館法図書館として位置づけ存続する。
- 20 図書館協議会については、新市において改めて設置する。
- 21 学校給食センターの取扱
合併後に風連町学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合する。
運営組織・職員配置・配送方法・地場産品の活用等については新市において調整する。
- 22 協議結果
・ 提案のとおり承認する
- 23 協議結果
・ 提案のとおり承認する

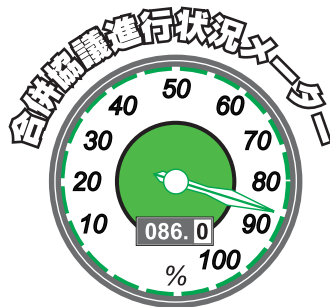


第4回合併協議会での協議をもって、合併に際し協議すべき事項は、終了しました。

協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則公開となっています。傍聴を希望される方は直接会場へお越し下さい。
なお、会場の規模によって人数制限を設ける場合がありますのでご了承下さい。

第5回合併協議会は1月下旬を予定しております。詳しくはお問い合わせ下さい。
問い合わせ先
風連町・名寄市合併協議会事務局または
風連町役場・名寄市役所内合併担当窓口



今月までの協議進行状況を表現しています。(目安です！)

訂正とお詫び

先に配付しました『新市建設計画ダイジェスト版』の表紙・5ページ「北のまち都」は「北の都」に、19ページ最下段のグラフの単位を示す数値「1 000～2 500」は「1 000～2 500」に訂正してお詫び申し上げます。